

# 『日本公民館学会年報』

## 編集規程 (2021年11月8日改訂)

---

1. 日本公民館学会年報（以下、本年報とする。）は、日本公民館学会の機関誌であり、年1回刊行する。本年報を編集するために、日本公民館学会は年報編集委員会（以下、編集委員会とする）を設け、投稿規程に応じて論文を収集し、編集規程に基づき論文を掲載し年報の編集を行う。
2. 本年報は、学会会員の特集テーマ論文、国際交流・比較研究論文、原著論文、研究ノート、実践報告、書評・図書紹介、研究動向及び公民館の動向、その他本学会の活動に関する記事を掲載する。
3. 本年報に原稿を掲載しようとする会員は、所定の投稿規程・執筆要領に従い、編集委員会宛に電子メールで送付する。
4. 投稿原稿は、(1) 特集テーマ論文、(2) 国際交流・比較研究論文、(3) 原著論文、(4) 研究ノート及び(5) 実践報告に区分する。
  - (1) 特集テーマ論文については、編集委員会が執筆を依頼し、原稿の提出を求める。その際、論文を公募することができる。公募にあたっては、論文要旨の提出を求めたうえで、編集委員会と研究担当理事等が執筆の依頼の可否を審議する。
  - (2) 国際交流・比較研究論文については、編集委員会が執筆を依頼し、原稿の提出を求める。
  - (3) 原著論文のテーマは、公民館及び関連施設に係るものとする。具体的には、施設に係る法制度、歴史、自治体論、運営・管理、組織や職員体制、職員の採用や育成、利用者・住民との関係、事業の編成や展開、学習の方法・技術、施設空間の設計や活用、海外の動向や国際比較等とする。
  - (4) 研究ノートは、原著論文と並立するもので、以下のような特徴を持つ論稿とする。1) 研究動向・事実状況等を検討、考察して研究上の提言を行ったもの。2) 史・資料（実践事例、海外事例等を含む）の紹介に重点を置きつつ、考察を加えたもの。3) 研究の着想、構想等に重点を置きつつ、萌芽的研究を記したもの。
  - (5) 実践報告は、実践者（複数の実践者の共同を含む。以下同じ。）又は実践者と研究者等の共同執筆によることを原則とする。実践報告の内容は、各市町村や、公民館あるいは地域施設が取り組んでいる事業実践はもとより、公民館の配置や施設建設、職員集団の形成や職員養成等の事例を扱ったものとする。
5. 特集テーマ論文、国際交流・比較研究論文及び原著論文の掲載は、編集委員会の審査（特集テーマ論文については研究担当理事の意見を含む）を経て決定する。審査にあたっては、公正を期するため、各論文の執筆者名を無記名のまま査読基準に従って査読する。研究ノート及び実践報告の掲載は、編集委員会の審議を経て決定する。この場合、必要に応じて編集委員会は修正を求めることができる。
6. 編集委員会は、会員に執筆を依頼し、原稿の提出を求めることができる。必要に応じ、会員以外に論文の執筆を依頼することもできる。
7. 執筆者による校正は、初校までとする。
8. 本年報に掲載された論文等の著作権については、本学会に帰属する。掲載された論文等は科学技術振興機構に公開される。

## 投稿規程 (2021年11月8日改訂)

---

1. 原著論文、研究ノート及び実践報告を本年報に投稿する者は、日本公民館学会会員であることとする。
2. 投稿にあたっては、原稿の区分を明記すること。
3. 原稿は、未発表のものに限る。他の学会誌又は研究紀要等への投稿原稿と著しく重複する内容の原

稿を、本年報に掲載することは認めない。ただし、学会・研究会等における口頭発表及びその配布資料は、この限りでない。

4. 投稿原稿の種別及び制限字数は、以下の通りとする。ただし、年報編集委員会が指定したものについては、この限りではない。なお、本文の他、表、図（写真を含む。以下同じ）、注、引用文献も制限字数の中に含むものとし、図・表は、掲載された場合のスペースに相当するものとして計算する。
  - (1) 特集テーマ論文 16,000 字相当以内
  - (2) 国際交流・比較研究論文 16,000 字相当以内
  - (3) 原著論文 16,000 字相当以内
  - (4) 研究ノート 12,000 字相当以内
  - (5) 実践報告 16,000 字相当以内
5. 投稿原稿は、学会通信、ホームページを通じて募集し、投稿者は所定の手続きによって投稿を行うこと。
6. 投稿原稿の提出は、編集委員会が指定する締切日までに、以下のものを電子メールで編集委員会宛に提出すること。
  - (1) 原稿データ
  - (2) 氏名・住所・所属・連絡先（電話及び E メールアドレス含む）・原稿題目・原稿の区分を記載した別紙のデータ
7. 投稿原稿の採否は、本人宛に通知する。掲載については年報編集委員会の審議を経て決定する。修正した原稿を提出する際には、修正前原稿との対応表を添付すること。
8. 掲載が決定した場合は、英文要旨（200words 程度。英文の論文題目、氏名、所属を記載すること）とその邦語訳を速やかに提出する。英文要旨については、編集委員会の責任で校閲を行う。
9. 原稿、その他の提出物の送付先  
〒305-8572 茨城県つくば市天王台1-1-1  
筑波大学人間系（教育学域）生涯学習・社会教育学研究室 気付  
日本公民館学会事務局（日本公民館学会年報編集委員会）宛  
kominkan2003nenpo@yahoo.co.jp
10. 投稿規程・編集規程は本学会のホームページに掲載する。

## 執筆要領

---

1. 投稿原稿は、A 4判用紙縦置き横書きとする。その場合、1 ページを全角 23 字× 43 行× 2 段組みとする。見出しは 3 行どり、中見出しは 2 行どりとし、英文綴りや数値は半角とする。本文の他、図（写真を含む。以下同じ）、表、注、引用文献等も制限字数の中に含むものとする。
2. 特集テーマ及び投稿原稿は、それぞれの種別の制限字数を厳守する。
3. 図・表は、本年報出来上りの状態を想定し、適宜本文中に配置すること。ただし、印刷鮮明化のため、図、表は、モノクロで作成し、本文とは別に必ず作製元データを各々別ファイルで提出すること。
4. 投稿原稿には、通しページをつけること。
5. 投稿原稿については、審査の公正を期するため、文中に投稿者名が判明するような表現は避けること。掲載決定後、執筆者校正等で「筆者名」等を原表記に変更することは可とする。査読のコメントに応じて修正を求めることがある。
6. 注は、該当箇所の右肩に表示し、論文の末尾に一括して掲げること。
7. 注、引用文献については、出典、参考資料、典拠箇所のページ数、資料番号等を明示すること。ホームページから引用する際には、作成者、URL、参照年月日（又は当該参考ページの作成年月日）を明記すること。

8. 執筆者による校正に際しては、加筆は認められない。また、原則として、誤字、脱字以外の修正は認められない。
9. この執筆要領は、依頼原稿等本年報にかかるすべての原稿執筆に準用する。ただし、制限文字数、提出期間等は、編集委員会の依頼時に行う範囲とする。
10. 編集の都合上、編集委員会から修正を求めることがある。